

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成22年5月27日（諮問第25号）

答申日：平成22年9月1日（答申第26号）

事件名：児童虐待事案に係る報告書の非訂正決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

児童虐待事案に係る報告書（以下「本件対象文書」という。）に記載された個人情報の訂正請求につき、秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 訂正請求

審査請求人は、平成22年3月15日付けで、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている審査請求人が●●警察署に来署した時刻について、「午後8時」から「午後8時20分以降」に訂正を求める請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年4月9日付けで、本件訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件非訂正

決定」という。)を行い、条例26条の2の規定に基づき審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成22年5月14日付けで、本件非訂正決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)5条の規定に基づき、秋田県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件非訂正決定を取り消し、個人情報訂正決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 入院先のカルテを見てわかるとおり、午後8時にはまだ病院にいて●

●警察署に到着するまで20分から30分程度かかることから、午後8時には警察署にはいない。

非訂正理由として「午後8時20分以降とすべき具体的な証明資料がなく、証明不可能な推測に基づいて訂正することは不可能だ」とあるが、病院のカルテに記載されている時刻以降から、出かける準備の所要時間、

●●警察署までの移動時間の証明の方法はあるのか尋ねたい。

(2) 非訂正理由として「緊急時の場合は、詳細に記録することは事実上不可能」とあるが、これは調書そのものが曖昧なもの、または不確かなもの、作られたものでも仕方がないと言っているようなものである。行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の中では正確性の確保とあ

り、母親が訂正請求した際に担当者が口にした「責任を持って作成されたもの」という言葉から、緊急時は曖昧なもので仕方ないというものではない。

- (3) カルテの一部に「20:00」とあり、同時刻頃に同じ人間が警察署と病院にいることは不可能である。審査請求人が●●警察署に着く前に児童相談所職員を呼んでいた事実を曲げ、到着してから連絡した内容にしているため、請求した内容で訂正してしまうと警察が作ったシナリオの内容が変わるために請求を認めないものになっているとしか思えない。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件訂正請求に対して本件非訂正決定を行った理由を次のとおり説明している。

1 個人情報を取り扱う事務の目的

- (1) 本件対象文書の作成根拠

本件対象文書は、秋田県少年警察活動要綱88条2項に基づき児童虐待事案及びその疑いのある事案を認知した警察署長から警察本部少年課長に報告することとされている報告書である。報告の時期については、同条1項で「急を要し当該報告書を作成して報告するいとまがない場合は、事後遅滞なく当該書面を作成し報告すること」とされている。

- (2) 作成目的

児童虐待容疑事案を取り扱った警察署が、児童虐待の可能性があると認めた経緯などを明らかにすることで恣意的判断を排除し、警察署長と少年課長への報告を通じてその適法性、妥当性を検証した上で今後の組織的対応に資することにある。

このため、本件対象文書は児童虐待を受け、又は受けた疑いがあると認めた理由を明確にすることを主たる目的として作成されている。

2 訂正請求の対象である記載の性格

本件対象文書は、児童通告と児童相談所による児童の一時保護の後、遅滞なくその状況をまとめたもので、父親の来署時刻を明確に確定できる記録がなかったため、ある程度の幅を持たせる記載とせざるを得なかったものである。

この記載自体は、特定個人の識別を可能とする情報、特定個人の属性情報及び客観的な正誤の判定になじむ事項のいずれにも該当するとは認められないほか、審査請求人の権利利益を侵害する記載とも認められないものと判断した。

3 正確性の確保の観点

実施機関が保有する個人情報には正確であるべきことは勿論である。しかし、本件対象文書のように、児童の一時保護を必要とするか否かを緊急に判断し事後遅滞なく書面報告を求められている場合などには、記載すべき事項のすべてを正確かつ詳細に記載しなければならないということは不可能である。

そのため、本件訂正請求の対象となった記載については、個人情報を取り扱う事務の目的に照らして詳細な記載までを必要としない部分であり、個人の権利利益の侵害や事実を歪曲させてしまう恐れなどの支障も生じさせていないことから概括的な記載ではあるが是認すべき範囲と認めたものである。

本件対象文書では、父親の来署時刻を「8時ころ」と幅を持たせて記載しており、「8時」と断定したものではない。審査請求人は「午後8時20分以降に訂正を求める」と主張するが、前述のとおり性格を有する部分であることと、午後8時20分以降とする明確な根拠もないままに訂正に応ずることは却って正確性を損なうこととなるため、これに応ずること

はできないと認めたものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成22年5月27日 諮問の受け付け
- (2) 平成22年5月31日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受
- (3) 平成22年6月24日 審議
- (4) 平成22年7月29日 諮問庁が意見陳述
- (5) 平成22年9月 1日 審議

第6 審査会の判断理由

1 条例の趣旨

- (1) 条例は24条1項で「何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と定めている。これは、自己を本人とする個人情報に正確でない場合における誤った行政処分がなされるおそれや本人の不安感などに適切に対応するため、訂正請求を権利として位置付けたものである。
- (2) 訂正請求について、条例は26条で「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。つまり、実施機関は、同条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められれば訂正義務があるが、一方でそれは、「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内」に限定されている。

2 本件訂正請求について

児童虐待が疑われる場合、警察は児童相談所に通告する等の必要な措置を執ることとなり、児童相談所は一時保護等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく行政上の措置を実施する。諮問庁の説明によると、本件対象文書は、児童虐待を受け、又は受けた疑いがあると認められた理由を明確にすることを主たる目的としていることから、「個人情報を取り扱う事務の目的」は、児童の安全確保の観点から児童相談所への通告等の措置が妥当であるかどうかの判断に利用することにあると考えられる。本件訂正請求の内容は時間的な誤差を言っており、来署時刻そのものは児童の安全等と直接関係するものではなく、審査請求人の主張にあるような訂正をしたからといって、児童相談所への通告の妥当性や必要性の判断について影響を与えるものではないことから、本件のような事案は「事務の目的の達成に必要な範囲」にあるとは言えず、当該個人情報を訂正する必要性は認められない。

3 審査請求人の主張について

上記2のとおり、本件訂正請求については訂正の必要性は認められないが、念のため審査請求人の主張について検討することとする。

審査請求人は、訂正請求の際に証拠としてカルテを添付しており、午後8時にはまだ病院にいて、●●警察署に到着するまで20分から30分程度かかることから、午後8時には●●警察署にはいないと主張する。当審査会において見分したところ、カルテには「追記20:00」との記載があることが確認できた。しかし、これは20時に看護師が追記をしたという事実を示すものであり、審査請求人が当該時刻に病院にいたことを示すものではないから、審査請求人の主張を証拠づけるものとして認めることはできない。

4 本件非訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件訂正請求に係る個人情報、条例26条の規定により訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、実施機関が非訂正とした決定については、妥当であると判断した。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	内 藤 徹	弁護士
会長代理	加 賀 勝 己	弁護士
	福 田 光 之	中通総合病院院長
	渡 部 毅	ノースアジア大学法学部教授